

# 令和7年3月市議会定例会

## 消防局

### 議案説明資料

#### (追加提出分)

#### 目次

##### 【条例案件】

- 1 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件  
..... 1 頁

# 1 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 制定の件

[消防局総務課]

## (1) 改正理由

最近における社会経済情勢に鑑み、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）」で定める、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額、及び扶養に係る補償基礎額の加算額が、それぞれ改正されることに伴い、富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの。

## (2) 改正内容

### ア 第5条第2項第1号関係及び別表

非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を下表のとおりとする。

階級	勤務年数		
	(円) 10年未満	(円) 10年以上20年未満	(円) 20年以上
団長及び副団長	<u>12,900</u> (12,500)	<u>13,700</u> (13,350)	<u>14,500</u> (14,200)
分団長及び副分団長	<u>11,300</u> (10,800)	<u>12,100</u> (11,650)	<u>12,900</u> (12,500)
部長、班長及び団員	<u>9,700</u> (9,100)	<u>10,500</u> (9,950)	<u>11,300</u> (10,800)

※下線部分は改正後、括弧内書きは現行の補償基礎額

### イ 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

### ウ 第5条第3項関係

非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額を下表のとおりとする。

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
(円) 加算額(日額)	<u>100</u> (217)	<u>383</u> (333)	217			

※下線部分は改正後、括弧内書きは現行の加算額

## (3) 施行期日

令和7年4月1日